（経済安全保障室）

**第四十四条**　警備局外事情報部外事課に、経済安全保障室を置く。

２　経済安全保障室においては、令第四十条第二号及び第三号に掲げる事務のうち経済活動に関して行われる不正な活動に関する事務をつかさどる。

３　経済安全保障室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、経済安全保障室の事務を掌理する。

（国際テロリズム情報官）

**第四十五条**　［略］

２　国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十一条第一号に掲げる事務をつかさどる。

［条を削る。］

（警衛室）

**第四十六条**　［略］

２　警衛室においては、令第四十二条第五号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（警護室）

**第四十七条**　［略］

２　警護室においては、令第四十二条第六号に掲げる事務をつかさどる。

［３・４　略］

（事態対処調整官）

**第四十八条**　［略］

２　事態対処調整官は、命を受け、令第四十三条各号に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（災害対策室）

**第四十九条**　［略］

２　災害対策室においては、令第四十三条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　略］

**第六款　サイバー警察局**

［条を削る。］

［条を加える。］

（国際テロリズム情報官）

**第四十九条**　［同上］

２　国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十条第一号に掲げる事務をつかさどる。

（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室）

**第五十条**　警備局警備運用部警備第一課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を置く。

２　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、令第四十一条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち大会に関する事務をつかさどる。

３　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の事務を掌理する。

（警衛室）

**第五十一条**　［同上］

２　警衛室においては、令第四十一条第五号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　同上］

（警護室）

**第五十二条**　［同上］

２　警護室においては、令第四十一条第六号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　同上］

（事態対処調整官）

**第五十三条**　［同上］

２　事態対処調整官は、命を受け、令第四十二条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

（災害対策室）

**第五十四条**　［同上］

２　災害対策室においては、令第四十二条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　同上］

**第六款　情報通信局**

（先端技術導入企画室）

**第五十五条**　情報通信局情報通信企画課に、先端技術導入企画室を置く。

２　先端技術導入企画室においては、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち先端技術の導入に関する事務をつかさどる。

３　先端技術導入企画室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、先端技術導入企画室の事務を掌理する。